

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条中「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（動物取扱業の登録を要する取扱い）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

- 一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。
- 二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は

一部を負担する場合に限る。）。

別表中「（第一条関係）」を「（第二条関係）」に改め、同表の一中「哺乳綱」を「哺乳綱」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条各号に掲げる取扱いに係る動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する動物取扱業（以下「追加動物取扱業」という。）を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間（当該期間内に法第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、法第十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該追加動物取扱業を営むことができる。その者がその期間内に当該追加動物取扱業について同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き追加動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該追加動物

取扱業を営んでいる事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号

）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長）の法第十条第一項の登録を受けた者とみ

なして、法第十九条第一項（当該登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三

条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

理由

動物の適正な取扱いを確保するため、動物取扱業の登録を要する取扱いとして動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと等を定める必要があるからである。